

障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例（仮称）の策定に向けた整理

1 条例制定の必要性を基礎付ける事情（立法事実）

執行部からの聴き取り、県内外調査、参考人（有識者及び障がい者などの関係団体）からの意見聴取等の結果、以下のような状況が確認された。

(1) 障がい者等を取り巻く現状

①障がい者差別に関する事案の存在

障害者差別解消法の制定・施行後も、障がい者差別（差別的取扱いや合理的配慮の不提供）に関する事案が、依然として存在する。

【関係団体からの聴き取り結果】

| 障がいの種別 | 聴き取った主な事例 |
|------------------|---|
| 身体障がい | ①公共施設のホールなどで、車椅子利用者用の席が後ろにしかない。 |
| | ②身体障がい者が利用する通路に、雨除けの屋根が設置されていない箇所がある施設がある。 |
| 身体障がい (視覚障がい) | ①目が見えないのに、文書への署名を求められた。 |
| | ②ホテルなどで、介助者の同伴も止められたり、宿泊を拒否されたりした。 |
| | ③盲導犬の受入れ可能な借家が容易に見つからない。 |
| 知的障がい | ①知的障がいのある子の家族が、兄弟姉妹に障がいのある子がいることを理由に、いじめを受ける。 |
| | ②知的障がいのある子を通常学級で学ばせていると、他の子の親から、「一緒の学級にしないでほしい」と苦情が寄せられる。 |
| 精神障がい | ①医療機関で特定健康診断を受けようとした際、「統合失調症」であることを伝えると、受診を断られた（抗議したところ、受診はできたが、受診中に男性看護師が2人付くという特別扱いがされた）。 |
| | ②旅行会社のツアーに参加していた人（統合失調症の患者）が、「他のツアー客の中に嫌がっている人がいる」との理由で、途中から申込みを拒否された。 |
| | ③学校の近くにグループホームを建設しようとしたところ、「子どもが危ない」などとして、地元から強い反対を受けた。 |

| 障がいの種別 | 聴き取った主な事例 |
|-------------|---|
| 発達障がい | ①言葉での自己表現が苦手なため、不審者・変質者と誤解される。 |
| | ②抽象的なこと、曖昧な表現が理解できないといった障がい特性への理解やそれに応じた指導が十分にされていない。 |
| その他 (難病) | ①長期の療養から復帰してすぐに解雇された。 |
| | ②難病であると分かってすぐに解雇された。 |
| | ③(相談者の)子が職場で殴られるなどのいじめを受けた。 |
| | ④病気が感染するといった、勤務先の上司や同僚から理解のない発言をされた。 |

【県内調査で聴き取った主な事例】

| |
|---|
| ①身体障がい者(車椅子使用者)の外出活動支援において、車椅子対応トイレや食事場所の事前調査に労を要する。また、現地において、入口が狭く、車椅子のスペース(テーブル)確保に困ったケースがある。 |
| ②外出先の施設等が古いと、障がい者用トイレが詰まっていたり使用できない、設置数が少なくすぐに利用できないといった時がある。 |
| ③同行支援の際、障がい者だからと説明等を省かれる、「職員さんでお願いします」と言われることがあり、利用者本人の意思が十分に尊重されていない。 |
| ④医療機関に受診する際、利用者本人からではなく、親から聞くことが多く、本人への確認が十分に行われていない。 |
| ⑤親切のつもりでしていることが、配慮の仕方として誤っていることがある(例えば、エスカレーターで片側により、急ぐ人に道を譲ることがマナーと思われがちだが、片方の手すりしか持てない人や、ベビーカーの利用者など横幅をとらざるを得ない人が困るという問題がある)。 |
| ⑥近い避難所は環境が悪く、避難したくないという介護者、当事者の声がある。 |

また、各委員による議員活動等を通じた聴き取りからも、障がい者差別に関する事案が存在すると見られる(次頁参照)。

【各委員が聴き取った主な事例】

| |
|---|
| ① 駅に障がい者用の駐車場がない。 |
| ② 障がい当事者の行くことができる娯楽施設が限られている（入口が階段・備え付の机や椅子であると車椅子が通れない）。 |
| ③ 障がい者スポーツについて語られるが、障がい者用トイレはあっても更衣室がない。 |
| ④ ホテルのじゅうたんや見栄えのよい石畳は、車椅子利用者にとって使いづらい。 |
| ⑤ スーパーなどの障がい者優先駐車スペースに、障がいのない人が駐車している。 |
| ⑥ 就労先で精神障がい理解されず、配慮に欠ける言動によって追い込まれる。 |
| ⑦ 公共交通機関（バスなど）において、知的障がいや内部障がいのある乗客であることに気づかずに昇降を急がせてしまう。 |
| ⑧ 中学校への進学の際、特別支援学校への入学をやんわりと勧められた。 |
| ⑨ 車椅子利用者の駐車場に屋根やスペースの確保に不十分なところがある。 |
| ⑩ 視覚障がい者にとって、交差点や駅のプラットフォームなど外出時の安全環境対策が不十分である。 |

② 差別解消のための取組促進

差別解消のための取組について、次のような点が指摘されている。

- (ア) 合理的配慮の提供については、事業者にも努力義務が課されたが、「実施に伴う負担が過重でないとき」という要件も相まって、十分に行き届いていないところがある。
- (イ) 普及啓発については、現在もなされているが、「障がいを理解するためには、具体的にどうすればよいか」という点に踏み込んだものでないと、理解が進まないのではないか。
- (ウ) 外見上分かりにくい内部障がい者（難病者など）への配慮について、可視化を図る取組（例えば、「ハート・プラスマーク」の普及）を進めるなど、取組の強化が必要である。
- (エ) 県内調査での聴き取りの結果、施設環境の見直しなど、合理的配慮の実施に費用がかかる実態があることが確認されたほか、合理的配慮の実施の義務化により負担が増加すること（新たな資金の調達や人員の確保等）を心配する意見もあった。

(2) 障害者差別解消法の課題への対応（明確化・具体化など）

障害者差別解消法については、主に、

- ①差別の禁止の規定（差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の実施）
- ②相談体制の整備など、差別解消のための措置の規定

について課題があり、差別の明確化を図る措置や実効性を担保するための措置などの具体化を図る必要があると指摘されている（課題の具体的な内容については、次頁のとおり）。

【意見聴取等で指摘された課題】

| 項目 | 課題 |
|-----------|---|
| 差別的取扱いの禁止 | 障害者差別解消法の規定は、裁判に訴えられるまでのものでない（私法上の効力がないなど）。 |
| | 「各論」が欠けており、対応要領や対応指針による具体化が必要となっている。 |
| | 法案検討時に整理された4類型（直接差別、間接差別、関連差別、合理的配慮の不提供）の全てが反映されているわけではなく、「何が差別か」が明確でない。 |
| 合理的配慮の提供 | 合理的配慮の提供は、「差別的取扱いの禁止に違反しないために行うもの」（表裏の関係にあるもの）である。事業者による合理的配慮の提供を努力義務にとどめることは、そうした考え方と整合的でない。 |
| 相談・紛争解決体制 | 相談や紛争解決の仕組みが大枠しか定められておらず、せい弱であるため、具体化が必要である。 |

(3) 県における相談・紛争解決体制の整備

①相談体制

- (7) 相談窓口（障がい福祉課など）が設置されているが、相談に対応する人員が十分とは言えない状況にある。

※平成28年度に寄せられた相談件数は19件であるが、関係団体に相談が寄せられている事例もあり、関係団体などが相談機能を事実上補完している状況もあると見られる。

- (イ) 行政機関の職員が相談に対応する体制については、行政機関の縦割り構造に伴う限界があり、行政機関の縦割り構造にとられない形で相談に対応することができる人材（相談員）が必要であると指摘されている。
- (ウ) 実際の事案では、差別であるのか、虐待であるのかが微妙な事案や差別に当たるのか否かが判別しにくい事案があり、障害者差別解消法などの法律による対応が難しい場合もあることから、法の谷間にある事案にも対応が可能な相談体制が必要であると指摘されている。

②紛争解決手続

- (ア) 障害者差別解消法では、紛争の防止・解決のための体制の整備も求められているが、現在のところ、紛争解決手続の詳細が必ずしも明確になっているとは言えない状況にある。
- (イ) 条例を制定している道府県では、紛争解決手続として、助言やあっせんの仕組みを取り入れている。こうした仕組みは、「公権力の行使」には該当せず、要綱等に基づく対応も可能であるが、手続の実効性を担保する手段（勧告や勧告内容の公表など）を実施する場合には、弁明の機会の確保など、当事者に対する手続保障を条例により根拠付けることが必要となる。
- (ウ) 他方で、県内調査での聴き取りの結果、紛争解決手続が整備されることで、指導が厳しくなることを心配する意見もあり、当事者の合意・和解を重視する手続を整備する必要がある。

(4) 共生社会の実現に向けた施策に関する課題の指摘及び要望

県内外調査、参考人（関係団体）からの意見聴取等の結果、共生社会の実現に向けた施策についての課題・要望が挙げられた（詳細は、資料１－２のとおり）。

| 項目 | 内容の例 |
|-----------------|---|
| ⑦介護等（※） | ○障害福祉制度から介護制度への移行により負担が増加する。 ○支援者の人員が不足している。 |
| ⑧交流機会の拡大・障がい児教育 | ○障がいへの理解を深めるために、同じ地域の子たちと同じ環境で学ぶ機会の確保が重要である。 |
| ⑨施設のバリアフリー化 | ○公共施設等の整備に当たり、障がい者からの意見聴取を進めてほしい。 |

（次頁へ続く）

| 項目 | 内容の例 |
|-------------|---|
| ⑩情報のバリアフリー化 | ○視覚障がい者・聴覚障がい者への情報保障を充実してほしい。 |
| ⑪防災等 | ○福祉避難所は遠く、近い避難所は障がい者にとって環境が悪いといった課題がある。 |
| ⑫選挙における配慮 | ○誰もが選挙に行けるような環境整備をしてほしい（投票用紙を、丸を付ける方式にする、顔写真を付けるなど）。 |
| ⑬雇用 | ○難病者については、失業手当の優遇措置が不十分である。 ○精神障がい者の就労支援が今も大きな課題である。 |
| ⑭生活支援 | ○「親亡き後」の生活の不安を解消するための手立てを講じてほしい。 |

(5) 総括

以上をまとめると、

- ①障害者差別解消法の制定・施行後も、障がい者差別に関する事案が存在
（障がい者差別等の解消）
- ②差別解消のための取組促進
- ③障害者差別解消法上の課題への対応
（明確化・具体化や相談・紛争解決体制の整備など）
- ④共生社会の実現に向けた施策についての課題・要望への対応
などが求められており、条例制定の必要性を基礎付ける事情となる。

2 条例の方向性の検討について

条例の具体化を行う場合は、条例に盛り込む施策の方向性を検討する必要がある。

【これまでに委員会で整理した他の道府県の条例の分類】

| 類型 | 条例の概要 | 道府県 |
|---------|---------------------------------------|---|
| ①差別解消法型 | 障がい者差別の解消に向けた施策を規定 | 茨城県、栃木県、千葉県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、奈良県、香川県（※）、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県（15 道府県） |
| ②基本法型 | ①障がい者差別の解消に向けた施策 ②共生社会の実現に向けた施策を規定 | 北海道、岩手県、山形県、埼玉県、山梨県、岐阜県、京都府、徳島県、宮崎県、沖縄県（10 道府県） |

※香川県では、平成 29 年 10 月 20 日に条例が公布された（平成 30 年 4 月 1 日施行）。

11 月 15 日に開催した委員会において、障がい者差別の解消に向けた施策だけでなく、共生社会の実現に向けた施策についても課題の指摘や要望があることを踏まえ、基本法型（障がい者差別の解消に向けた施策と共生社会の実現に向けた施策を規定）の条例を検討していくこととした。

(参考)

県内外調査、参考人（有識者・関係団体）からの意見聴取の結果、各委員の意見のうち、課題・要望として挙げられた項目は次のとおり（詳細は、資料1-2のとおり）。

| 項目 | 関連する主な法令 | 件数 |
|--------------------|----------|----------|
| ①全般（理念、目的など） | — | 12 |
| ②差別の禁止（差別的取扱い）（※1） | 障害者差別解消法 | 3 |
| ③差別の禁止（合理的配慮）（※1） | | 10 |
| ④相談体制・紛争解決 | | 13 |
| ⑤普及啓発 | | 16 |
| ⑥協議会等 | | 6 |
| ⑦介護等（※2） | | 障害者総合支援法 |
| ⑧交流機会の拡大・障がい児教育 | 障害者基本法 | 5 |
| ⑨施設のバリアフリー化（※3） | | 2 |
| ⑩情報のバリアフリー化 | | 5 |
| ⑪防災等（※4） | | 2 |
| ⑫選挙における配慮（※5） | | 5 |
| ⑬雇用（※6） | | 障害者雇用促進法 |
| ⑭生活支援（※7） | — | 4 |
| ⑮その他 | | 8 |

※1 障害者基本法も関連する。

※2 介護保険法、児童福祉法も関連する。

※3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例も関連する。

※4 三重県防災対策推進条例も関連する。

※5 公職選挙法も関連する。

※6 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、雇用保険法も関連する。

※7 直接の規定はないが、保護者がいなくなった後の障がい当事者の生活に関する課題であるため、障害者基本法、障害者総合支援法と関連する。